

中央区経営セーフティ共済

加入補助金

(独)中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営する「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」掛金の一部を補助します。

補助対象事業者

次のいずれにも該当する中小企業者等

- 中小企業倒産防止共済法第2条第1項第1号から3号までに該当する中小企業者で、区内に本社又は主たる事業所を有する者
- 中小機構と倒産防止共済契約を締結し、6か月以上掛金を納付した者(見込含む)
- 過去にこの補助金の交付を受けていない者

補助対象経費

補助対象事業者が共済契約を締結した月から6か月分の掛金に相当する額

補助金額

掛金月額 \times 3分の1の額(ただし、月額2万円を限度とします。)

(例)掛金月額1万円の場合 \Rightarrow 補助金額1万8千円

(計算方法: $1万円 \times 1/3 \times 6$ か月 = 1万8千円)

※補助金額は、共済契約締結時に定めた掛金月額を基礎として計算します。掛金月額を増額変更した場合でも変わりません。ただし、減額変更した場合は、減額後の掛金月額を算出基礎とします。

※掛金月額 \times 1/3の額に千円未満の端数がある場合は切り捨てます。

※この補助制度以外の補助を受けている場合は、補助対象経費からその補助額を控除します。

申請書類

- ①中央区経営セーフティ共済加入補助金交付申請書
- ②共済契約申込書控(写)
- ③その他区長が必要と認めるもの

申請期限

共済契約の日から6か月以内 ※6か月経過後の申請はできません。

※令和6年10月1日から10月31日までに共済契約を締結した場合は、申請期限は、令和7年3月31日です。

※令和6年11月1日以降に共済契約を締結した場合は、令和7年4月1日から申請を受け付けます。

(ただし、令和7年度の予算措置が行われた場合に限りです。)

申請方法

申請書に必要書類を添えて、下記申込先へ提出してください。

※申請の手続は裏面を参照してください。

その他

- 中小企業倒産防止共済に関しては、独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 へお問い合わせください。(電話:050-5541-7171 受付時間:平日午前9時~午後5時)
- 補助制度の詳細は、中央区ホームページをご確認ください。「トップページ」 \rightarrow 「しごと・産業」 \rightarrow 「企業支援」 \rightarrow 「補助金・助成金」 \rightarrow 「中央区経営セーフティ共済加入補助金」
- 申請書類は、ホームページでダウンロードできます。
- 申請書類及び添付書類は返却いたしません。
- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したときは、補助金交付決定を取り消します。

お問い合わせ・申込先

〒104-8404

中央区築地1-1-1 中央区役所7階
区民部商工観光課中小企業振興係

電話:03-3546-5487

受付時間:9:00~17:00(土日祝除く)

【中央区経営セーフティ共済加入補助金申請の流れ】

